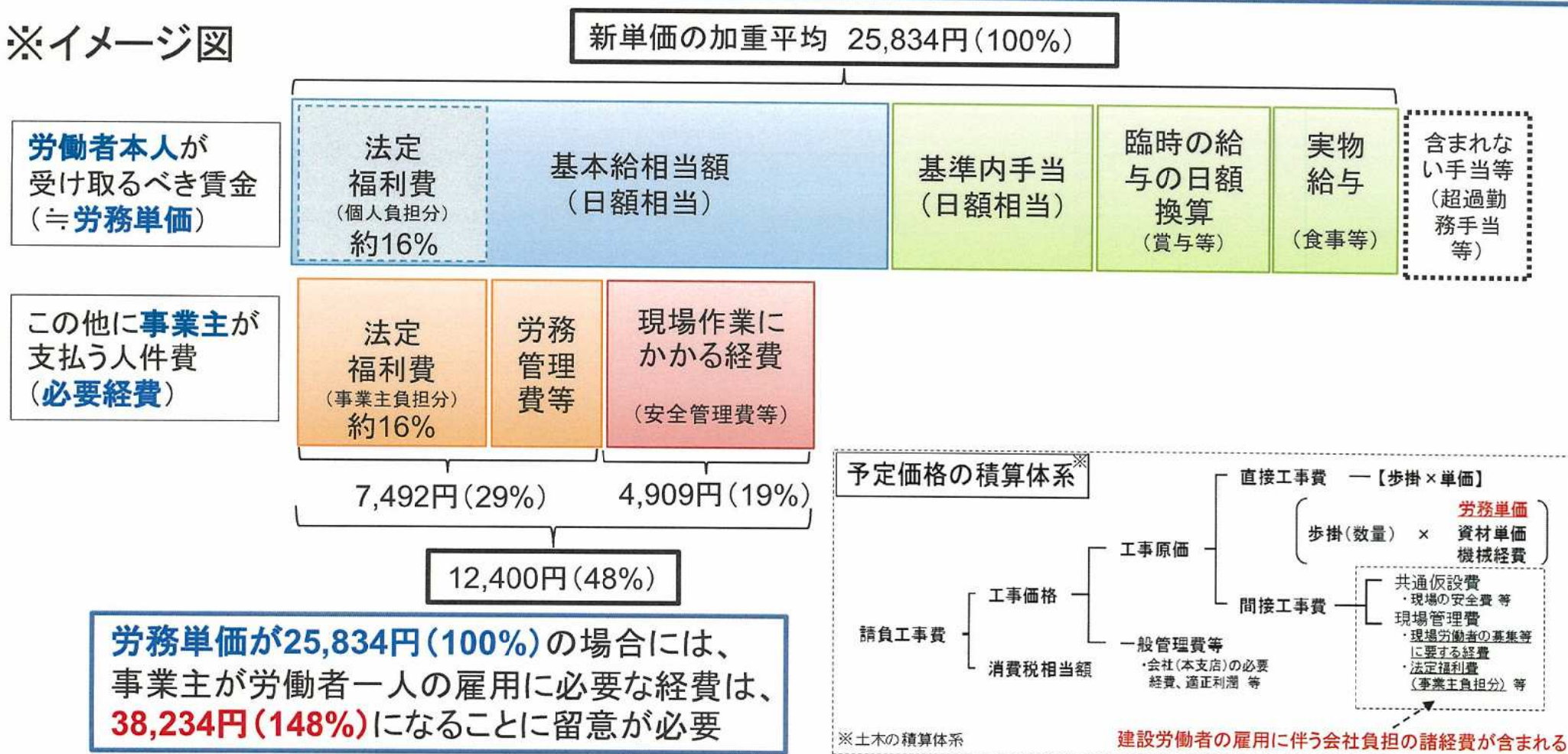


「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として**労務単価を設定**
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、**所定時間外の労働に対する割増賃金**や、**事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)**、工事施工にあたる**企業の継続運営に必要な一般管理費等の諸経費は含まれていない**
- 事業主が下請代金に**必要経費分を計上しない**、又は下請代金から**必要経費を値引く**ことは**不当行為**

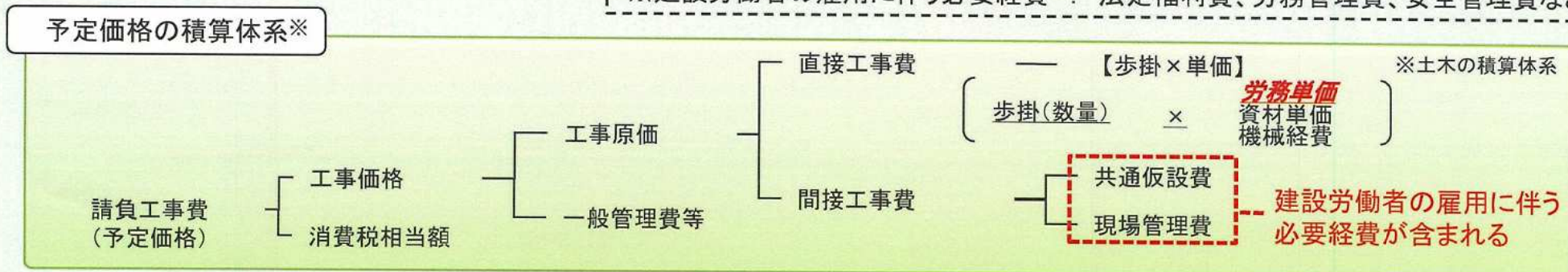
※イメージ図



制度概要

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・**建設技能者の賃金相当額であって、建設労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない**
(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

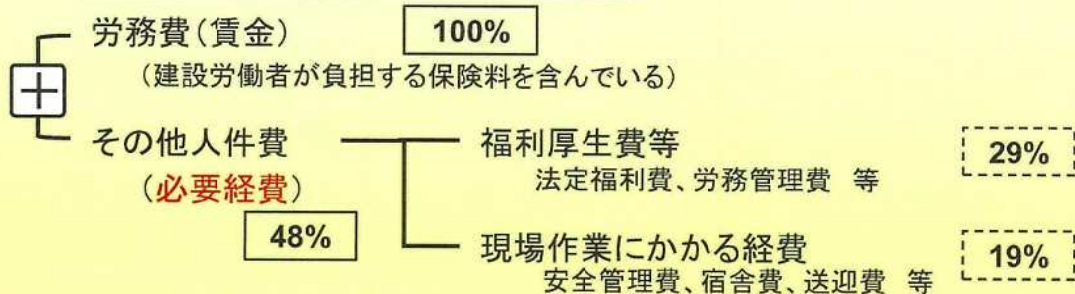
※建設労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

建設技能者が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、建設労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、建設労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

建設労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、実態調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる建設労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

対策

公共工事設計労務単価と、建設労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	21,500	18,700
	(30,200)	(26,300)
□□県	22,200	17,300
	(31,200)	(24,300)

〔 上段 : 公共工事設計労務単価
(下段) : 公共工事設計労務単価 + 必要経費 〕